

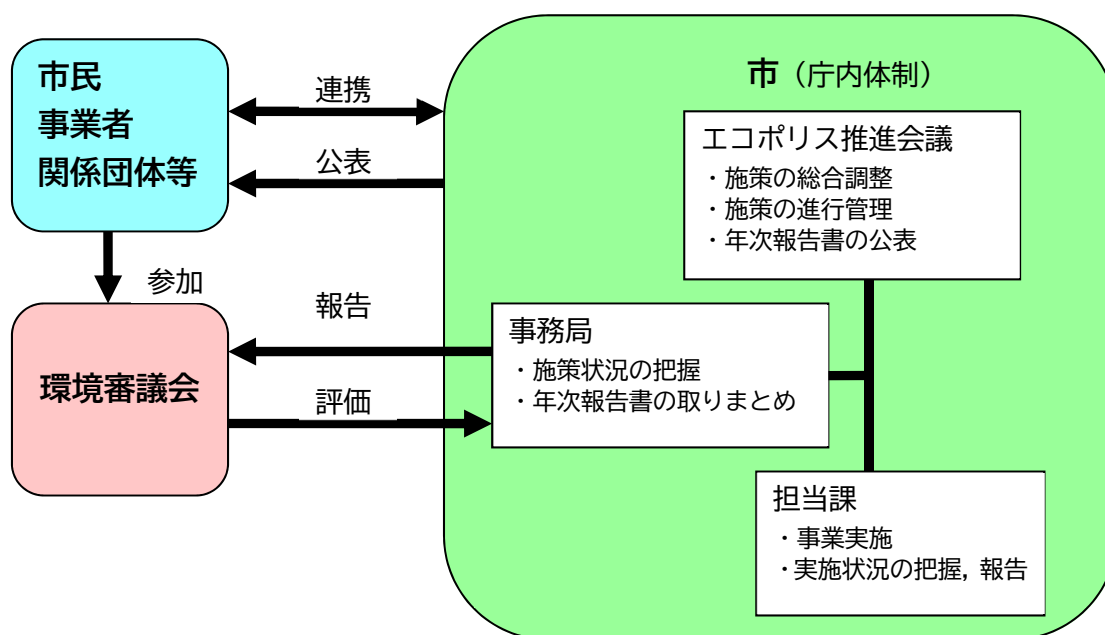
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市が目指す将来環境像の実現に向けて、本基本計画に掲げる各種施策を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（市民・事業者・市）が自主的・積極的な取組を実践するとともに、参加・協働による各主体のパートナーシップを形成することが重要です。

このことから、本基本計画とともに、第4章及び第5章で策定する地球温暖化対策実行計画を含め、各計画の推進及び進行管理を行う組織体制を以下のとおり整備し、これらを円滑に運営していくことで、計画の実効性を確保していきます。

図 6-1 推進体制



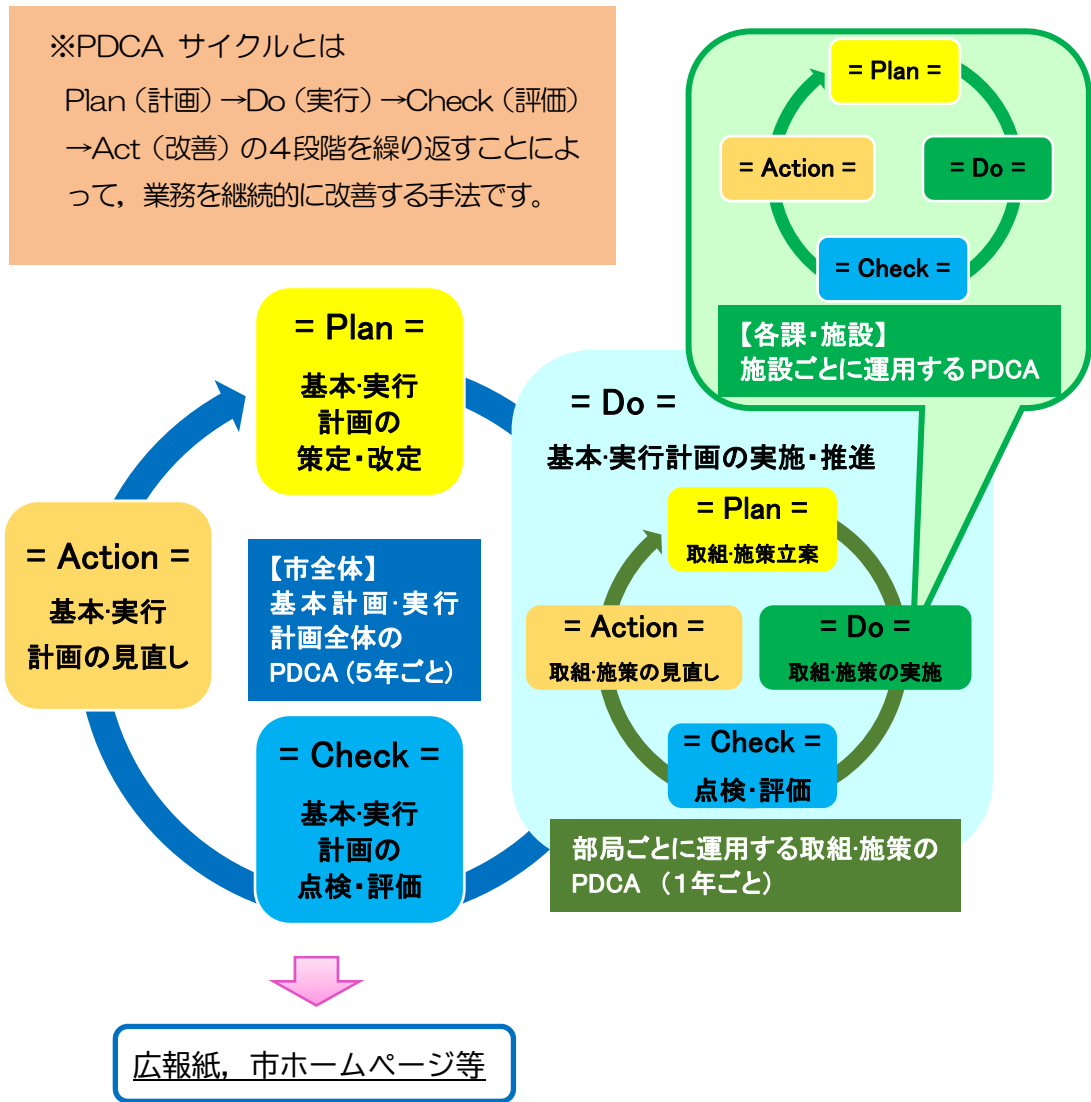
2 計画の進行管理

2-1 進行管理の基本的な流れ

本基本計画、ならびに第4章及び第5章で策定する地球温暖化対策実行計画で定めた各種取組や各施策を着実に実践しつつ、継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを構築します。

進行管理の仕組みは、P（Plan：計画）→D（Do：実行）→C（Check：点検・評価）→A（Action：見直し）という「PDCA サイクル」を基本とし、本市では、各計画全体の大きなPDCA サイクル、部局ごとに運用するPDCA サイクル及び課・施設ごとに運用する小さなPDCA サイクルなど、レベル別の進行管理を行っていきます。

図 6-2 進行管理



2-2 取組の点検・評価及び見直し

本基本計画を円滑に推進するため、毎年度、庁内関係各課において施策の取組状況や目標の達成状況を点検・評価し、呉市環境審議会からの意見を各種取組の改善に生かします。

また、年次報告書として呉市環境白書を取りまとめ、公表することで、市民・事業者の環境行動の充実につなげます。

本基本計画は令和 14 (2032) 年度までを計画期間としますが、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じて、計画の施策内容や指標などについて見直しを図ります。